全被保険者対象 2026年4月分から新たに 子ども・子育て支援金をご負担いただきます

2026年度より国の施策である「子ども・子育て支援金制度」※による支援金の徴収が開始されます。
本制度は、国の代わりに健康保険組合が事業主と全被保険者の健康保険料・介護保険料（40歳以上65歳未満）に加えて支援金を徴収し、納付金として国へ納めることになります。

※2024年に改正された「子ども・子育て支援法」に基づく「少子化対策を本格化するためのさまざまな施策（加速化プラン）」を支える“財源確保”が目的の制度です。
2024年から実施されている「児童手当の拡充」や2026年に新設される「こども誰でも通園制度」など、さまざまな少子化対策の財源になります。

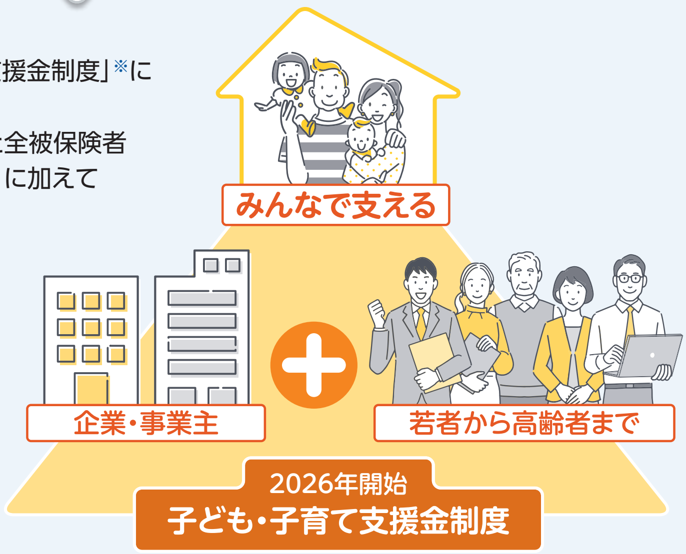

誰が負担する？

全医療保険の加入者（被保険者）が負担します

ソニー健保の全被保険者だけではなく、国民健康保険、後期高齢者医療制度加入の方も負担します。
それぞれ保険者が健康保険料として代行徴収し、国に納める形です。

負担額はいくら？

支援金額は、数百円～千数百円が想定されています

標準報酬月額に、国が一律で示す支援金率を乗じた額となります。
2026年は0.23%を予定しており、2028年にかけて段階的に上がり、最大で0.4%程度と想定されています。（支援金率は2026年2月の組合会で決まります）

例）標準報酬月額が30万円の場合 → 30万円×0.23%＝690円／月

いつから徴収？

2026年4月分から健康保険料・介護保険料（40歳以上65歳未満）と一緒に負担いただきます

- **社員の方**…………主には、5月分の給与から控除（徴収）されます。
  ＊事業主との負担割合は2026年2月の組合会で決まります。仮に折半になった場合、上記例690円の半分345円ずつを事業主と被保険者で負担します。
- **任意継続の方**……月払いの方：4/10までの振込分から
  前納の方　：3/31までの振込分から
- **特退の方**…………4/6引落分から

何に使う？

こども未来戦略「加速化プラン」の財源になります

「加速化プラン」とは、わが国の少子化対策を促進するための取り組みで、「児童手当の拡充」「こども誰でも通園制度」のほかに、「妊婦のための支援給付」「出生後休業支援給付」「育児時短就業給付」など、国の施策に使われます。

よって、ソニー健保加入者のみなさまへの保険給付や保健事業に使われることはありません。

Check!

こども未来戦略
加速化プラン
〔こども家庭庁〕